

中部4県

産業廃棄物不法処理防止連絡協議会合同会議を開催

廃棄物の不適正処理の中で、特に不法投棄は未だ後を絶たない状況にあり、解決に向けては、関係する各主体が広域的に連携して防止に向けた取組を進めていくことが重要であると考えられます。

このようなことから、令和4年5月26日（木）に、中部地域の各県協会と各県・政令市の廃棄物監視担当部局、海上保安庁関係部署が不法処理防止対策について協議を行う標記の会議が四日市市のプラトンホテルにおいて開催されました。

会議では、（公社）全国産業資源循環連合会中部地域協議会会長の永井良一氏より会議の主旨について挨拶があったあと、開催地を代表して当協会井上会長から廃棄物処理を巡る最近の状況など、不適正処理防止の取組の重要性等を含めた挨拶がありました。

その後、環境省中部環境事務所資源循環課森本調査官より「産業廃棄物の不法投棄等の現状について」と題するご講演、続いて三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物監視指導課古市班長から「三重県の産業廃棄物監視指導に係る新たな取組について」ご説明をいただきました。

当協会からは、会長、副会長、適正処理委員長が出席して協会の取組状況等を説明するとともに、各県が発表する取組状況の発表に耳を傾け、情報収集を行いました。

協会では、このような会議に積極的に参加するとともに、その中で得た課題を共有し、引き続き啓発事業や研修事業等に取り組んでまいります。



紙マニフェスト頒布価格改訂のお知らせ

8月1日より、紙マニフェスト（産業廃棄物管理票）頒布価格について、昨今の原材料費の価格高騰に伴い、下記のとおり変更となりました。

新たな購入申込書は、協会HP（<https://www.mie-sanpai.or.jp/mani/index.html>）に掲載しておりますので、必要に応じてダウンロードしてご利用をお願いいたします。

紙マニフェスト等販売価格表

発行元：公益社団法人 全国産業資源循環連合会			
種 類	単票（1箱：100部入り）	連続票（1箱：500部入り）	
産業廃棄物管理票 [直行用]（7枚）	2,600円→ 3,000円	13,000円→ 15,000円	
産業廃棄物管理票 [積替用]（8枚）	2,600円→ 3,000円	13,000円→ 15,000円	
発行元：建設六団体副産物対策協議会			
種 類	単票（1箱：100部入り）	連続票（1箱：500部入り）	
建設系マニフェスト（7枚）	2,500円→ 2,700円	12,500円→ 13,500円	

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

TAKANO

高野グループスローガン

解体工事・産業廃棄物処理業を通して
循環型社会・地域社会に貢献する。

廃棄物でお困りの方

私たちは、Recycling resourcesのプロ集団です。
「新しいリサイクル方法を探したい」、「廃棄物にかかるコストをもっと下げたい」
あなたの会社の様々な課題を私たちは、解決致します！

事業内容：製鋼・鋳造・プラスチック原料加工販売、総合産業廃棄物処理業
優良産業廃棄物処理業者認定

ITOJU 株式会社 イトジュ <http://www.itoju.com>

〒510-0033 三重県四日市市川原町1番3号
TEL:059-331-3252 FAX:059-333-3013 E-mail:itoju@ito-jyu.co.jp

新入会員のご紹介



株式会社 日昇建設

株式会社 日昇建設

●住所 三重県鈴鹿市東旭が丘七丁目1番地の11 ●代表者名 代表取締役 阿部隼人
●種別・業種 正会員・収集運搬業 ●電話 059-344-8601
<https://nissyokensetsu.com/>



株式会社 エコアドバンス

●住所 三重県伊賀市三田字中川原521-1 ●代表者名 代表取締役 春山 充
●種別・業種 正会員・収集運搬業/処分業 ●電話 0595-26-7687
弊社は、家電リサイクル法制定時から主に冷蔵庫、エアコンの黒モーターの国内循環リサイクルに特化し、今年で20年の実績と信頼を得てまいりました。これからは金属リサイクルの実績で培ったリサイクルフローを太陽光パネルリサイクルに展開し特化していく考えです。三重県内、他府県排出の集荷においてご協力を賜りたく入会させていただきました。

有限会社 勝川木材

●住所 三重県三重郡菰野町大字杉谷2365番地の18
●代表者名 代表取締役 勝川卓也
●種別・業種 正会員・収集運搬業/処分業 ●電話 059-396-2481

会員の現況（令和4年8月31日現在）		
正 会 員	排出事業者	37
	処 理 業 者	361
賛 助 会 員		22
会 員 合 計		420

会員名（屋号）変更	
（変更前）	（変更後）
株式会社 エミュー	株式会社 TK-Green

産廃Q&A

居酒屋に納品するカット野菜の加工時に排出される野菜くずは産業廃棄物ですか

事業活動に伴って排出される廃棄物には、汚泥や廃プラスチック類のように事業内容にかかわらず全て産業廃棄物になるもの（業種区分無し）と、木くずや動植物性残渣のように、特定の事業活動に伴って排出される廃棄物のみが産業廃棄物に区分されるもの（業種区分あり）があります。

このうち、動植物性残渣については、「食品品製造業、医薬品製造業及び香料製造業において原料として使用され廃棄物になったもの」が産業廃棄物に該当するとされています。

事業活動の「業種」は、総務省が公表している「日本標準産業分類」に照らし合わせて、分類することになっていて、質問にあるように、すぐに調理できるように野菜をカットして食堂やスーパーに卸すようなケースは、食品品製造業に該当するとされており、このような作業の過程で排出される野菜くずは「産業廃棄物」になります。

例えば、飲食店や農業などから排出される野菜くずは、一般的には産業廃棄物に該当しないと考えられますが、その事業内容によっては産業廃棄物に該当してくる場合がありますので注意してください。

なお、日本標準産業分類は、総務省のホームページに掲載されています。

服部行政書士事務所

産業廃棄物許可・建設業・運送業・倉庫業

〒510-0068 三重県四日市市三榮町5-21
TEL 059-350-0300 FAX 059-325-6344

クレーンのご用命、
産業廃棄物の
運搬・処分はぜひ
当社にお任せ
下さい。

クレーン作業・土木工事一式
塩浜運送株式会社

本社・整備部 〒510-0882 四日市市大字池原5-9-7
TEL (059) 345-1281 (代) FAX (059) 341-0846
産業廃棄物処分場 〒513-0003 鈴鹿市加茂町字守谷 6-70
TEL (059) 370-6223 FAX (059) 370-6224
URL <http://www.shiohamaunso.co.jp>